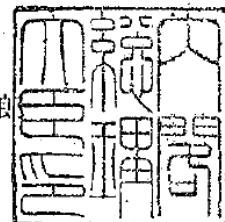




府經研第 366-2 号
平成 21 年 4 月 13 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

内閣総理大臣
麻生 太郎



諮問第 16 号
国民経済計算の作成基準の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の趣旨等について

1 国民経済計算の作成基準について

国民経済計算は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）（以下「統計法」という。）第 2 条第 4 項の規定による基幹統計であり、国の基本的な政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較の際に活用されるなど、極めて大きな社会的影響力を有している。

国民経済計算の作成に当たっては、中立性や客観性を確保するとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要であることから、国際連合の勧告により国民経済計算の体系についての国際基準が設けられている。統計法第 6 条第 1 項の規定において、この国際基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）を設定することが定められており、その設定又は変更の際には、同条第 2 項の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

現行の作成基準は、統計委員会答申（本年 3 月 9 日付け府統委第 21 号「諮問第 9 号の答申 国民経済計算の作成基準について」以下「答申」という。）を踏まえて定められ、統計法第 6 条第 3 項の規定に基づき、本年 4 月 1 日付けで内閣府告示第 14 号により公示されている。

2 諒問の趣旨・意見を求める事項

答申において、内閣府は、以下の課題への対応を進める中で、作成基準等の見直しを行うことが必要であると指摘されていることを踏まえ、現行の作成基準の変更について、別添に掲げる事項に関して、統計委員会の意見を求めるものである。

- ①国際連合の基準の改定（O S N A）等国際動向への対応
- ②「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込まれる国民経済計算に関する課題への対応
- ③平成 22 年秋以降に公表が予定される平成 17 年基準改定への対応
- ④今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなった、基礎統計の利用や、国民経済計算と基礎統計との連携といった課題についての検討

3 スケジュール（予定）

平成 17 年基準改定への対応や、年次推計等の抜本的な見直しの対応等を円滑に行う観点から、平成 22 年度中目途に答申することを求める。

ただし、平成 17 年基準改定に関連し、特に早急な対応が必要となる一部の課題については、意見の大枠を整理した中間とりまとめを平成 21 年度前半目途に行うこととする。

意見を求める事項

課題	内容	作成基準中の関係事項
O 8 S N Aの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・非金融資産の測定に関する課題 ・金融に関する課題 ・政府・公的部門に関する課題 ・海外に関する課題 等	7 雜則(2)国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応等
固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法（P I M）による推計の導入等ストック統計等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・P I Mの導入、固定資本ストックマトリックス、固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価 ・自社開発ソフトウェアの資本形成の計上 ・育成資産の仕掛品在庫の計上 等	5 記録内容(1)経常的取引に関する勘定、(2)資産や負債の蓄積に関する勘定、(3)貸借対照表に関する勘定 6 作成方法の原則等(2)等
F I S I Mの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・本系列への導入 ・四半期推計における導入の在り方 	5 記録内容(1)経常的取引に関する勘定、(2)資産や負債の蓄積に関する勘定等
公的部門分類の見直し、財政統計整備	<ul style="list-style-type: none"> ・O 8 S N Aにおける判断基準に即した公的部門分類の見直し ・政府財政統計の充実 等	3 分類 5 記録内容(5)補足的な表等
経済センサスー活動調査に関する年次推計等の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサスー活動調査（平成 28 年実施予定）の体系に適合した年次推計方法の確立（基礎統計整備も勘案。S U T の検討やコモ法の見直しを含む。） ・経済センサスー活動調査（平成 24 年実施予定）の結果利用、基準年等の見直し 等	6 作成方法の原則等(1) 7 雜則(4)計数の改定等等